

第3号議案

件名	県立学校管理規則の一部改正について
提案理由	県立学校における休業日等の授業の実施に係り、所要の改正を行うものである。

<p>改 正 案</p>	<p>第二章 学期及び休業日 （休業日の特例） 第六条 校長は、教育上必要があるときは、第五 条第一項第一号、第二号及び第六号の規定にかかわらず、 教育委員会の許可を受けて、当該各号に規定する休業日に おいても授業を行うことができる。 2 略</p>
<p>現 行 規 則</p>	<p>第二章 学期及び休業日 （休業日の特例） 第六条 校長は、特別の事情がある ときは、第五 条第一項第一号、第二号及び第六号の規定にかかわらず、 教育委員会の許可を受けて、当該各号に規定する休業日に おいても授業を行うことができる。 2 略</p>

土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について

1. 改正の背景・趣旨

- 土曜日において、子供たちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要。そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要。
- 上記のような観点から、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育法施行規則を改正。(平成25年11月29日公布・施行)

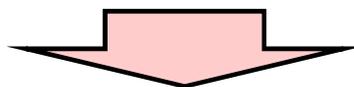
2. 主な改正内容

【改正前】

- 公立学校の休業日については、学校教育法施行規則で以下の通り規定。

■第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日
(※中学校、高等学校等においても同様)



【改正後】

- 公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会等が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確化。

■第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一～三 (略)

(※中学校、高等学校等においても同様)